

平成24年8月30日（木）

第82回郵政民営化委員会後 委員長記者見概要

（16：40～17：00 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は、以下のとおり。）

○西室委員長

どうもお待たせしました。少し時間が過ぎてしまいました。

それでは、本日の郵政民営化委員会の概要について御説明をしたいと思います。

資料は、相当大部のものが皆さん方のお手元に付いていると思いますけれども、本日は、関係9団体ということで、ほとんどの方が昨日はお見えになっていなかったのので、昨日のを足すと、6団体プラス9団体ですから、合計して15団体の御意見を聞いたということです。

本日、意見聴取をさせていただいたのは、全部で9つ、先ほど申し上げたとおりありまして、東京都町村会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本郵政グループ労働組合、全国共済農業協同組合連合会、生命保険協会、全国銀行協会、欧州ビジネス協会、在日米国商工会議所、経済同友会、以上の9つであります。

金融団体からは、概ね、これが私どもが発表しました今回の要旨の中にも入っている「暗黙の政府保証」はもう存在していないと政府は言っているけれども、まだまだそうは思えないから、金融二社の株式の完全処分は是非ともなるべく早くやるというスケジュールを明示すべきである。スケジュールを明示するようにという話については、私どもの方も、今度出した中でもはっきり言っているわけですが、どういうふうな回答がいただけるか、現状では分かっておりません。

同時に、金融関係の団体では、間接的な政府出資が残る間は、民間事業者の圧迫につながる恐れが強いので、より慎重に審議をしてほしい。これは、慎重に審議をしてほしいというところと、絶対にこれ以上の新規事業をやらせるべきではないという強硬な意見と、色々な違いがあります。

それから、何よりも公正な競争条件の確保及び引受・支払等の適切な態勢整備が不可欠であるということでありまして、これはまさに私どもも公正な競争条件の確保が必要であるということと、それから、ガバナンスの問題、あるいはコンプライアンスの問題を含めて、引受・支払等の適切な態勢整備というのは申し上げているとおりであります。

それから、ほとんどの本日のプレゼンテーションの中では、バランスシートの適正規模は段階的に縮小すべきだという意見が強かったように思います。それについて触れないようにしたのは良かったねというお褒めをいただいたのは、具体的に言うと、郵政の労働組合です。今度出したのは非常に良いというのがほとんどでございました。その点では御賛同を基本的にはいただいたと思っております。

その後で欧州とアメリカの金融関係の団体、二つございましたけれども、これについては、一つは、民間保険会社の郵便局ネットワークに対するアクセスをかんぽ生命保険と同じような条件で認めてほしいというお話。それから、かんぽ生命保険とゆうちょ銀行と民間企業との間で全く競争条件が対等であると判断した場合に限って、新商品や商品改訂について検討すべきである。これは、先ほど申し上げた、ほかの銀行、あるいは生保と同じような意見です。できれば、これから先、何も新しい事業はやらない方がありがたいよというお話であります。

あと、利用者団体がございませうけれども、利用者団体については、新規業務をむしろ早くやるべきだというお話もございました。

具体的にお話しして、少しトピックス的に拾っていきますと、一番最初の東京都町村会からのプレゼンテーションは、今度の要旨については概ね賛成であるという御意見がございましたのと同時に、郵便局で過疎地については、新たな保険・貯金サービスが何でも受けられるようにするローカルルールを作っただけでないかという御要請もございました。今のユニバーサルサービスという考え方よりもう一步踏み込んで、いわば過疎地対策は違った法律でやったらどうだという御意見ですけれども、これは、問題としては、私どもとしてすぐに扱うことはまず不可能な状態だろうと思っております。

それから、利害関係の調整ということではなくて、利用者利便の向上というのが何よりも優先されて最も重要な視点であるということをお記すべきだというご意見が消費者団体の方から出ました。これは、実は私どもも出しておりますのも、基本的に所見で言っているのは、利用者利便というのをベースにして、国民全体の利益のことを考えて判断するということも言っておりますので、考え方としては同じようなベースであろうと思っております。

それから、信用リスクの分野に参入しようとする、相当なコストと時間を要する。これは、それぞれの金融に関わるところ、経済同友会まで含めて、それぞれがおっしゃっていることで、相当にリスクが高くなると、そういうことをしっかりと分析して、そして覚悟してやるべきだという意味であります。

それから、市場規律が及ばない部分について、委員会が市場の代わりに厳格にチェックするという態度で臨んでほしいということですがけれども、この市場

規律が及ばないというのはどういうことかということ、まず、当分の間、しばらく株を公開するには時間が掛かる。ということは、マーケットでの評価というものがほとんど期待できないとすれば、少なくともその間については委員会が市場の代わりに厳格に考えてほしいということで、これはまさに委員会がここに存在する理由でありますから、極めて至当な御意見だと思います。

それから、学資保険の改善のような、既に民間が手がけている業務は、引受・支払の態勢を十分に厳格に調査審議をしてほしい。具体的に言うと、今まで、郵政が記者会見その他で言っている学資保険の問題、住宅、住宅保険の問題などについては、非常に御心配がある部分があるということだと思います。当委員会としては、具体的にどういうことなのかということがはっきり出てくるまでは、それについてのコメントを言うわけにいきませんから、本日までのヒアリングでは、そういう御意見があるということを受けとめたということでありませぬ。

それで、昨日と今日で二日間にわたって、全部で15団体からのヒアリングが終わりました。それから、パブリックコメントを締め切りもいたしましたし、所見を固めていきたいと思っております。改めまして、まだいつまでに最終的に決めるかというのは決まっておられませんので、これの日程が決まったら、すぐに御連絡をしたいと思っております。

おおよそ以上です。

○記者

大体予想されたような意見だと思うのですが、中には、指針を見直すよう要望しますとか、再検討してくださいみたいな意見もあると思いますが、今回寄せられた、特に否定的な意見の方、どこまで汲み取って最終的な指針をまとめるのかというのはなかなか大変だと思うのですが。

○西室委員長

大変だと思います。ただ、反対意見を整理して考えれば、法律が変わったことに対する批判の方が強いのです。つまり、今度の改正した法律に基づいて我々は審議する。それが原則なのです。法律が変わっても、前の話、最初の志と違うのではないかというのは、これは正直言えば、政府に言ってくれ、国会に言ってくれの話であって、我々としては、この仕事をお引き受けしたのは、決まった法律に基づいて、どういうふうにしかりとした運用を関係の色々な部門の調整をしながらやっていくかということで、基本的には公正な審議をしたいし、最終的には利用者の利便を大きく考えながら、それと、国全体が出資をしていただいているわけですから、それを毀損することがないような配慮もしながら、有効な活用を考えていくということだと思います。ですから、批判とい

うよりは、法律が変わってまずいという話の方がむしろ多かったように思います。ですから、これは直接に我々が答えることではない。

○記者

そうしますと、当初まとめた、今月冒頭にまとめた指針を大きく。

○西室委員長

大きく変えるようなところはまずないと思います。色々な言葉の使い方その他でもう一度チェックをしなければいけない部分がありますけれども、そういうことを除けば、大きな変化はないとお考えいただいてよろしいかと思います。まだ結論は出ていませんから。

○記者

時期的な目途もまだ分からないということでしたが、秋まで。

○西室委員長

秋までというよりは、なるべく早くやらないと、10月1日より相当前にきちんと出しておかないといけない。

○記者

9月の中頃とか。

○西室委員長

9月、どうでしょうか。事務局。半ば頃ということ。

○記者

ありがとうございます。

○西室委員長

近いうちにというよりは、はっきりとした半ば頃という方が具体的でしょうから。

○記者

色々な団体の御意見を聞いて、資料なんかを読ませていただくと、ユニバーサルサービスについてですが、表現が色々、取り方がまちまちなのかなという感じがしてならないのですが、例えば、郵政の労働組合の方では、金融サービスを含むユニバーサルサービスとか、金融サービス以外のユニバーサルサービスということについて、どういう感覚でいるのか、ちょっと、私、不勉強なので分からないのですが。

○西室委員長

不勉強というよりも、具体的に、今回、法律でユニバーサルサービスと言っているのは、新しいことをやるのではなく、従来持っているユニバーサルサービスはきちんとキープしなさいと、それが基本だと思います。その上に利便性を確保するために延長していく部分はあるでしょうけれども、それについては、まずは郵政会社が提案を出してこないといけないと思います。

○記者

そこもまた郵政側からどういう形で出してくるかということを持たないと何とも言えないという。

○西室委員長

ですから、我々の方から所見という形で出せる範囲はこの程度ですから、それをしっかり読んだ上で考えてくださいということです。だから、今、御指摘のとおり、これを読んだときに、持っているイメージによって考え方は違うと思います。郵政の労働組合が拍手してくれたというのは、すごくイメージを膨らませてくださって、ただ、同時にイメージを縮めて考えている部分もあると思うのです。

○記者

これは、郵政側がどういう形で出してくるかということに関わるということですね。

○西室委員長

そうです。ですから、今すぐ余り郵政のきちんとしたプラン、プログラムが出る前に、余りに踏み込んだ言い方はできないと。質問があっただけに、ますます慎重になります。

○記者

分かりました。

○記者

そうしますと、所見そのものというよりも、郵政民営化法の改正についての反対意見の方が多かったと。

○西室委員長

相当部分は、民営化法を改正したことがけしからんというのに近いようなお話です。

○記者

改正されて半年も経つわけですけれども、その趣旨がまだ理解が浸透していないというか、そもそも論にまた戻ってしまっている。理解がまだできていない。

○西室委員長

今の政治の状況を見ればお分かりのとおり、行ったり来たりしながら色々なことを決めていくものだから、結局、そもそも小泉さんのときに何を考えていたかということをも未だにイメージとして持っている方が、今のものを見たら、なんだ、これはとおっしゃるでしょう。そんな話です。

○記者

ですので、民営化委員会として所見としてできるものというのは、ここに入っているのだと思うのですが。

○西室委員長

この程度だと思います。正直なところ。

○記者

新しい民営化法の趣旨みたいなものを浸透させていくために何か必要なことというのは何でしょうか。

○西室委員長

この第一歩が私どもの今お出しする所見だと思います。所見をベースにして、これを確定したら、こういうふうにやっていきますということのプロパガンダをやらなければいけないです。そう思います。これは政府にもお願いしなければいけないし、郵政会社そのものにも新しい方向付けをきちんと出していただいて、それについて周知をするということが必要だと思います。

○記者

まだ、そのあたり、政府も今色々ごちゃごちゃやっていますから、そういうのがまだちょっと足りないなということなのですか。

○西室委員長

政府はもうごちゃごちゃやっていないと思います。この件については。むしろ今、一生懸命作っているのは郵政会社の方です。だから、郵政会社がきちんと咀嚼をした上で、10月1日からの改正と将来の計画というのを今作っておられると聞いています。それが出てきてからが、本当の意味で前へ進むことができるということだと思います。

どうもありがとうございました。